

# 第1回 柏原市バリアフリー基本構想 協議会

## 堅下駅・法善寺駅周辺地区

### 資料

資料-1 柏原市の概要について

資料-2 交通バリアフリー基本構想の取り組み状況について

資料-3 バリアフリー基本構想の策定に向けて

資料-4 重点整備地区の検討

資料-5 堅下駅・法善寺駅周辺の現況写真

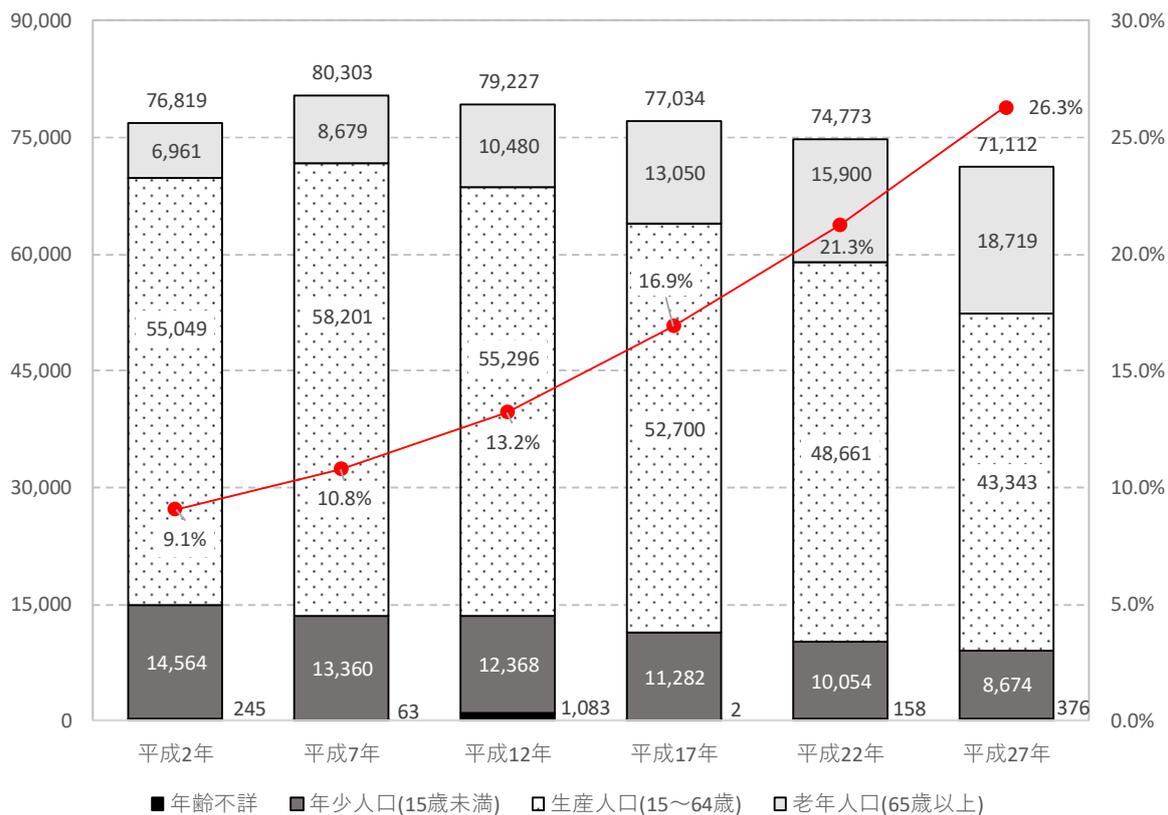
資料-6 説明資料パワーポイント

## 柏原市の概要について

### 人口及び年齢別人口

本市の人口は平成27年度現在、71,112人となっており、平成7年を境に減少しています。また、65歳以上の老年人口が総人口に占める割合である高齢化率は、平成17年から平成27年にかけての10年間で16.9%から26.5%と9.6ポイント上昇しています。

＜人口及び年齢別人口の動向＞

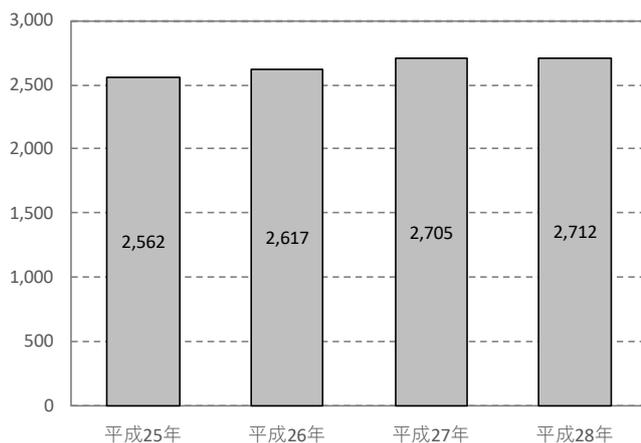


## 障がい者の状況

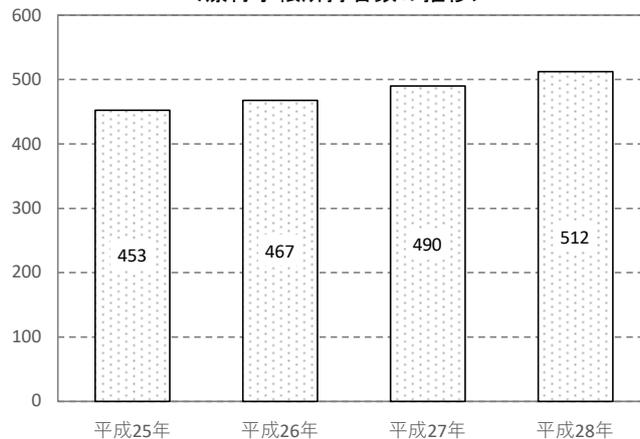
本市の障がい者の状況として、身体障害者手帳所持者数は、平成28年において2,712人となり年々増加しています。また、療育手帳所持者数も年々増加し、平成28年には512人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成28年に485人となり、平成28年に減少しましたが、全体的には増加傾向にあります。

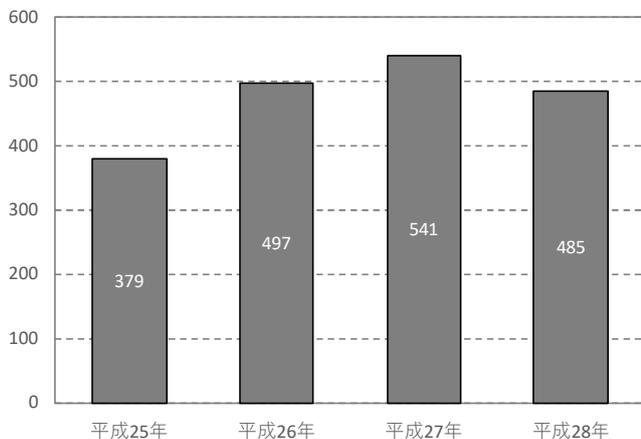
＜身体障害者手帳所持者数の推移＞



＜療育手帳所持者数の推移＞



＜精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞

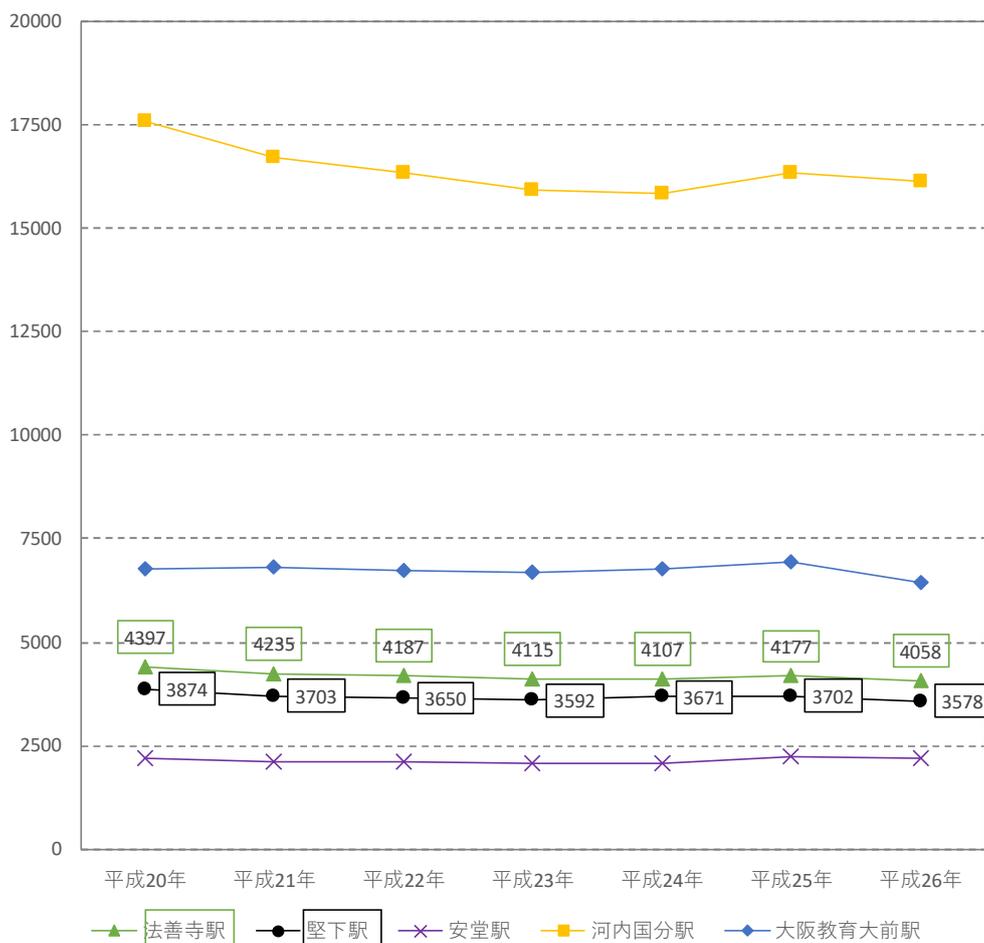


## 公共交通機関の利用状況

本市域を通過する鉄道は、JR 関西本線と近鉄大阪線・道明寺線があり、市内には9駅が設置されています。（柏原駅は JR, 近鉄両駅を兼ねる）それぞれの駅の乗降客数の推移は、およそ横這い傾向を示しています。

平成26年度現在において、市内全9駅の中で1日平均利用者が3,000人以上の駅は多い順から柏原駅（JR：21,890人・近鉄：6,577人）、河内国分駅（16,121人）、高井田駅（9,293人）、大阪教育大前駅（6,449人）、法善寺駅（4,058人）、堅下駅（3,578人）となっています。

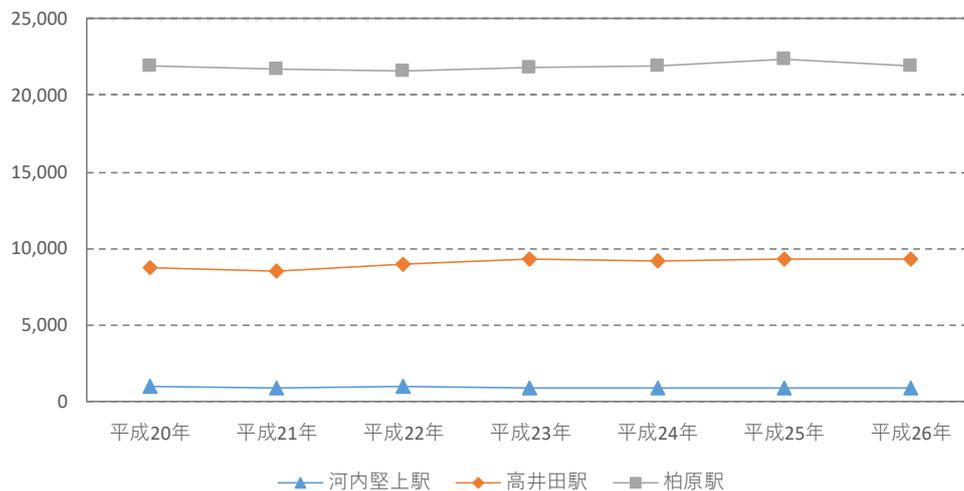
<鉄道駅（近鉄大阪線）の一日あたりの利用者数>



<鉄道駅（近鉄道明寺線）の一日あたりの利用者数>



<鉄道駅（JR 関西本線）の一日あたりの利用者数>



<各駅の1日平均利用者数>

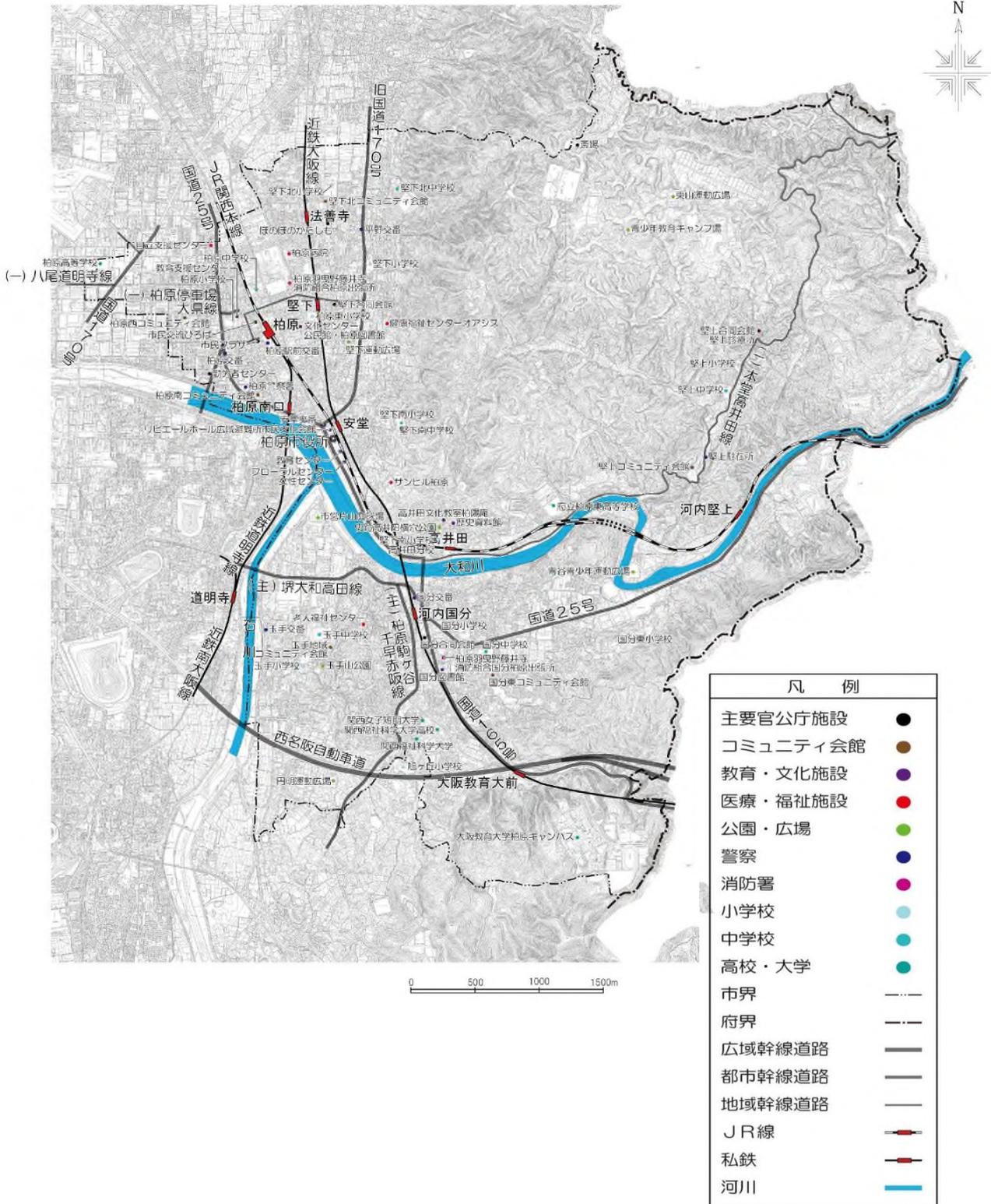
路線	駅名	1日平均利用者数 (平成26年)	備考
JR関西本線	河内堅上駅	877	
	高井田駅	9,293	河内国分駅周辺地区内
	柏原駅	21,890	柏原駅周辺地区内
近鉄大阪線	法善寺駅	4,058	今回策定
	堅下駅	3,578	今回策定
	安堂駅	2,178	
	河内国分駅	16,121	河内国分駅周辺地区内
	大阪教育大前駅	6,449	
近鉄道明寺線	柏原南口駅	480	
	柏原駅	6,577	柏原駅周辺地区内

1日あたりの利用者数 = 年間乗車人員 ÷ 365日 × 2で算出  
 参考資料：柏原市統計書

公共施設等の分布状況

本市における公共公益施設等の分布状況下記の通り、市内に広く分布していることがわかります。特に柏原駅・近鉄堅下駅周辺、近鉄河内国分駅周辺、官公庁施設や教育文化施設など不特定多数の利用する施設が多く分布しています。

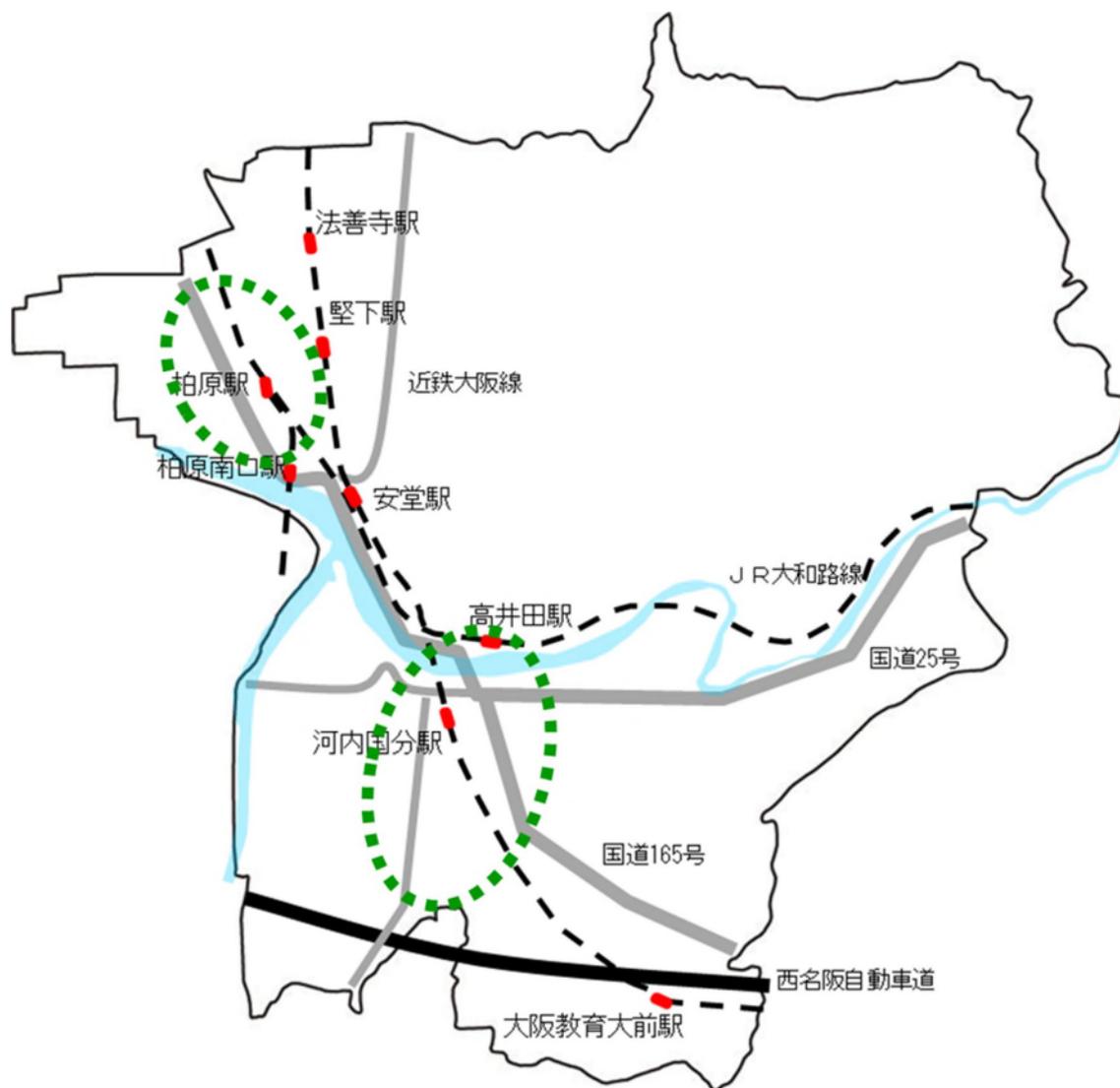
＜公共施設等の分布状況＞



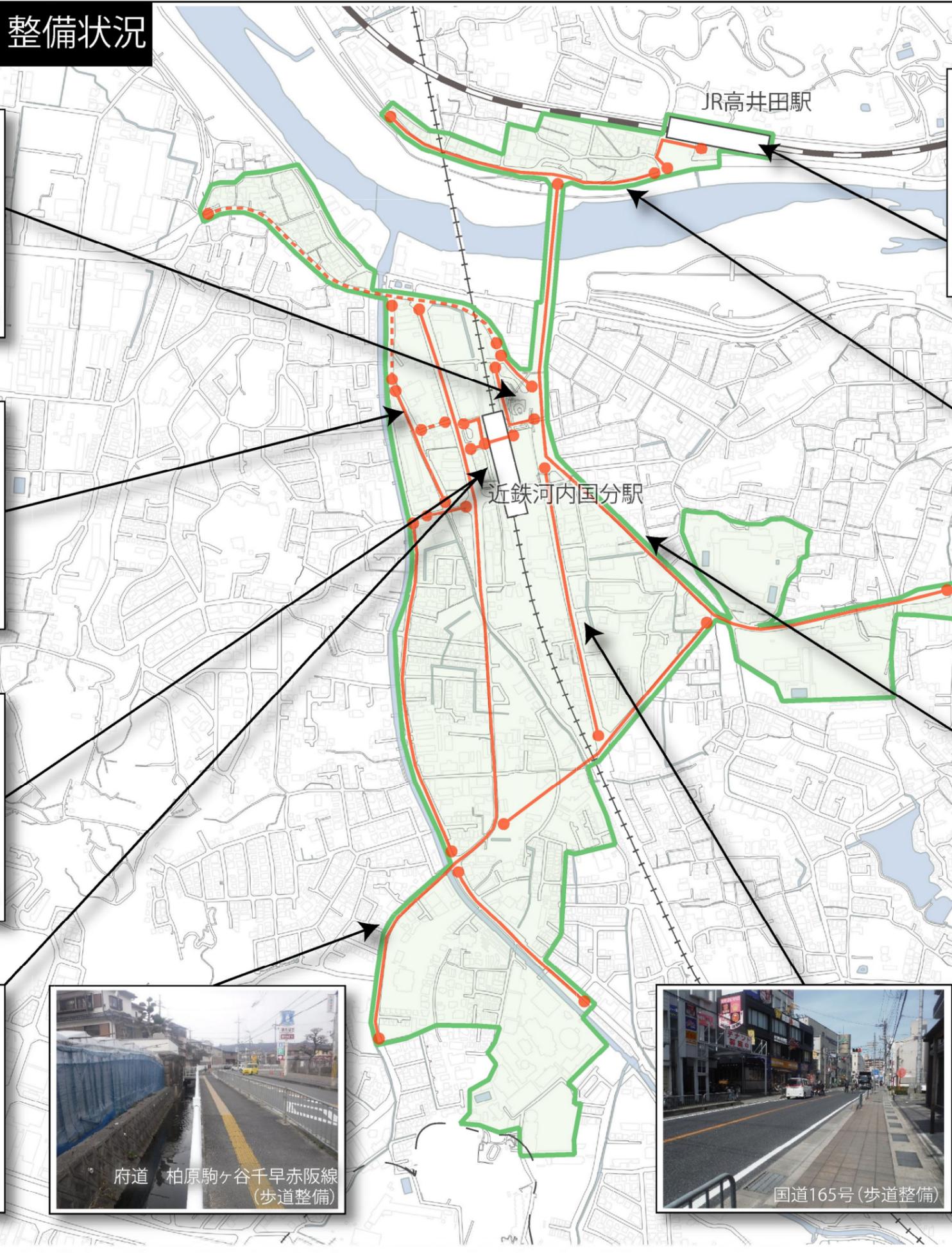
## 交通バリアフリー基本構想の取り組み状況について

本市では、平成15年に河内国分駅周辺地区と柏原駅周辺地区を重点整備地区に指定した「柏原市交通バリアフリー基本構想」を策定し、公共交通事業者、道路管理者および公安委員会等の連携のもと、鉄道駅と周辺の駅前広場や道路等の一体的なバリアフリー化を図りました。

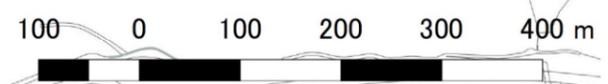
次項に交通バリアフリー基本構想に定めた事業の整備状況を整理します。



# 河内国分駅周辺地区 整備状況



- 凡例
- 特定経路
  - - -●- - - その他経路
  - 重点整備地区



# 柏原駅周辺地区 整備状況



大原本郷線 (歩道整備)



上市今町線 (歩道整備)



柏原駅西線 (歩道整備)



国道25号  
(歩道整備・点字ブロック設置)



大平寺上市線 (歩道整備)



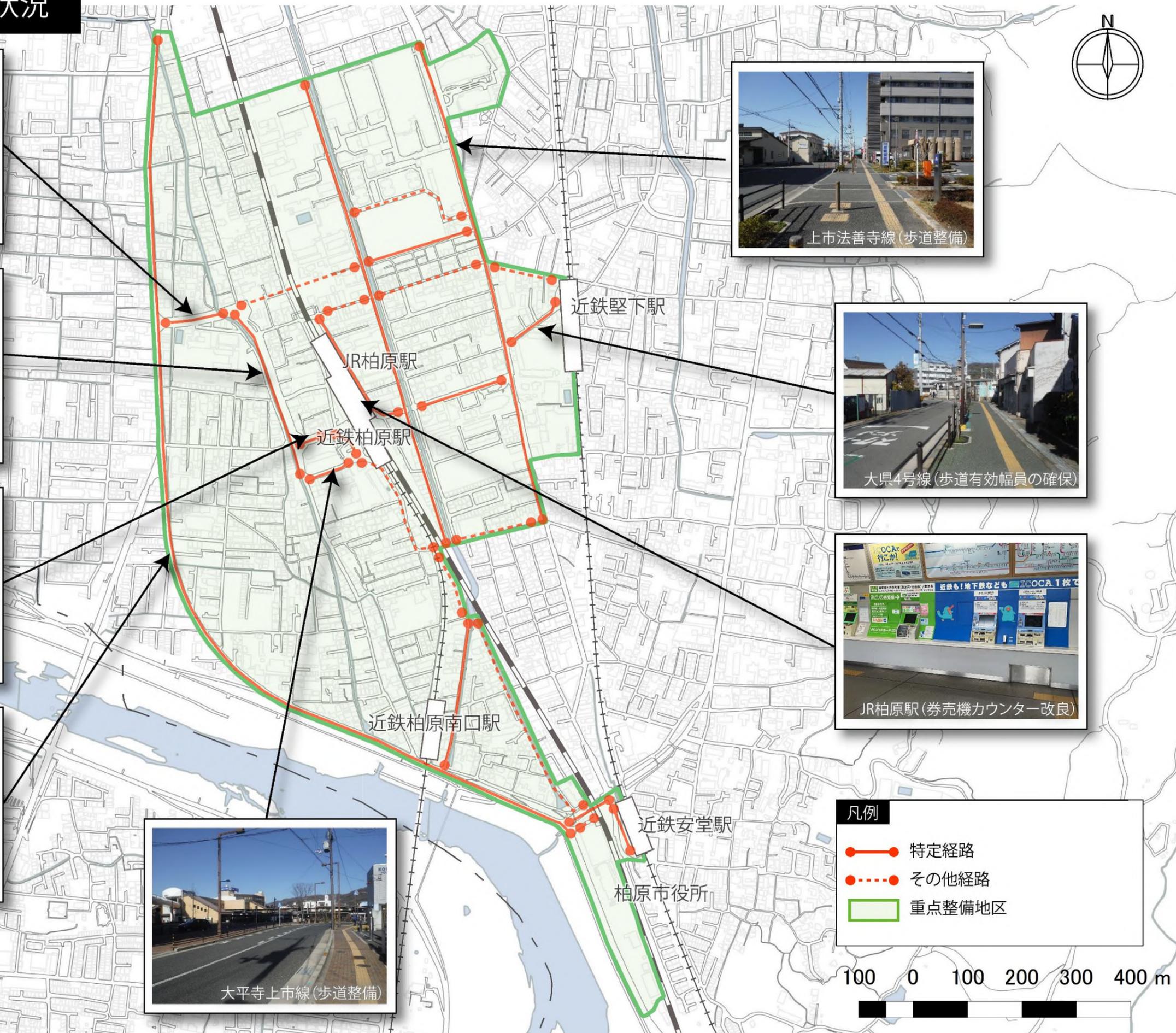
上市法善寺線 (歩道整備)



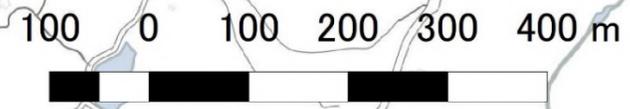
大県4号線 (歩道有効幅員の確保)



JR柏原駅 (券売機カウンター改良)



- 凡例
- 特定経路
  - - -● その他経路
  - 重点整備地区



## 堅下駅・法善寺駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定に向けて

### 基本構想策定の背景

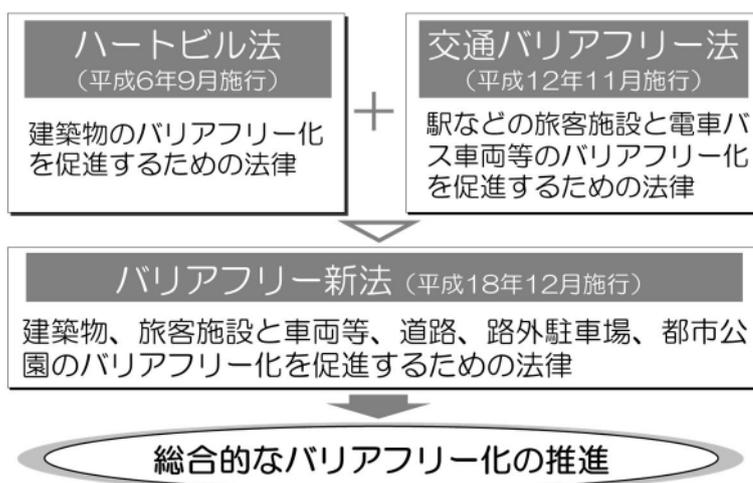
我が国では急速な高齢化の進行とともに本格的な人口減少社会を迎えており「高齢社会白書（内閣府、平成29年度版）」によると2020年（平成32年）の高齢化率は28.9%になると推計されています。本市においては、平成15年3月に交通バリアフリー法に基づいて、高齢者や障がい者などが自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境の整備を図る一環として河内国分駅周辺地区および柏原駅周辺地区を重点整備地区とした「柏原市交通バリアフリー基本構想」を策定し公共交通機関や道路等についてバリアフリー整備を進めてきました。

また、平成17年には、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた国土交通行政を推進するため、バリアフリー施策の指針となる「ユニバーサルデザイン政策大綱」がとりまとめられ、障がいの有無にかかわらず、生活し活動できる社会を目指すノーマライゼーションの理念や、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの理念が浸透し、年齢や性別、身体状況、国籍の違いにかかわらず、あらゆる人がともに活動し、生活できる社会の形成が求められるようになっていきます。このため、高齢者や障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことのできる生活環境の整備が急務となっています。

### 交通バリアフリー法からバリアフリー新法へ

バリアフリーを推進する法律としては、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下「ハートビル法」という）」が制定され、不特定多数の人々や主に高齢者や身体障がい者が利用する一定規模以上の建築物についてバリアフリー化が進められてきました。また、平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「交通バリアフリー法」という）」が制定され、鉄道やバスを始めとする公共交通機関に加え、鉄道駅等の周辺の道路や駅前広場、通路等連続した移動経路について、総合的なバリアフリー化が推進されることとなりました。

さらに、平成18年12月には、交通バリアフリー法とハートビル法が統合され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という）」が施行されました。バリアフリー新法は、高齢者や障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者を含む、すべての障がい者）、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上の促進を図ることを目的としており、従来の交通バリアフリー法とハートビル法が対象としていた施設に加えて、福祉タクシーや路外駐車場、都市公園についてもバリアフリー化の対象とされ、より一体的なバリアフリー化を推進するための法制度が整えられました。



## 基本構想策定の目的

本基本構想は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)」いわゆる「バリアフリー新法」およびこれに基づく国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を踏まえ、総合計画のアンケート調査などでバリアフリー化の住民要望がある近鉄堅下駅・法善寺駅周辺地区について、バリアフリー化を推進するための基本構想を策定し、重点的かつ一体的なバリアフリー化の推進を図っていくことを目的とします。

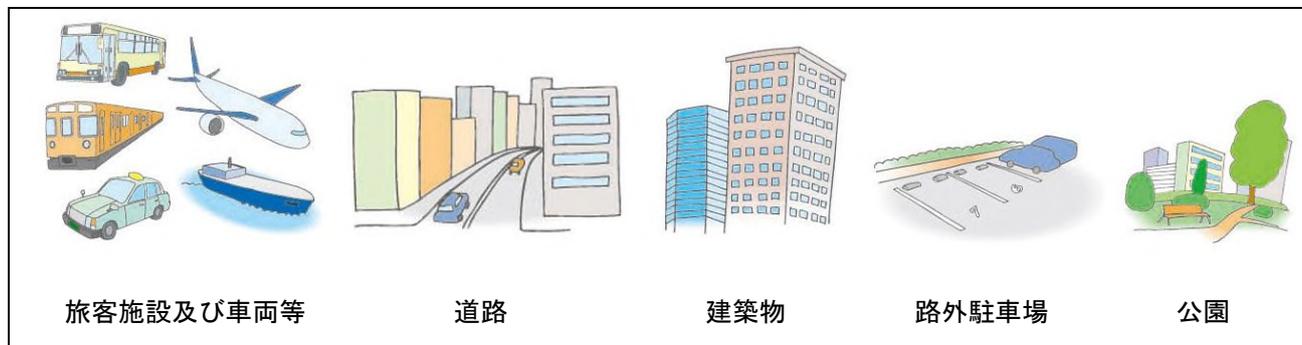
## バリアフリー新法に基づく基本構想について

前回策定した「柏原市交通バリアフリー基本構想」は交通バリアフリー法に基づいたものであり、河内国分駅周辺地区と柏原駅周辺地区を重点整備地区に指定し、JR 柏原駅および近鉄柏原駅や近鉄河内国分駅、駅からの周辺経路を対象に位置づけてバリアフリー整備を進めるものでした。

今回策定する基本構想はバリアフリー新法に基づくため、対象施設や対象者等が新たに充実されることとなります。

	(前回) 交通バリアフリー基本構想	(今回) バリアフリー基本構想
目標年次	平成22年	平成32年
対象施設	旅客施設、車両、駅前広場、道路、通路	旅客施設、車両、駅前広場、道路、通路 + 建築物、福祉タクシー、路外駐車場、都市公園
対象者	高齢者、身体障がい者	高齢者、身体障がい者 + 知的精神、発達障がい者、精神障がい者、妊産婦、けが人など

### 【バリアフリー新法の対象となる施設】



## バリアフリー新法の枠組み

### ア 移動等円滑化の促進に関する基本方針（法第3条）

主務大臣は、バリアフリー新法第3条に基づき、移動等円滑化が総合的かつ計画的に推進されるため基本方針として、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を定めることとされており、基本方針には次の4つの事項が定められています。

- 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項
- 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項
- バリアフリー新法において定めることができる基本構想の指針となるべき事項
- 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項（関係者の責務に関する事項）

### イ 関係者の責務（法第4条～7条）

国及び施設設置管理者、地方公共団体、国民がそれぞれの責務を果たすことで移動等円滑化が効果的に実施されることが求められています。

- 関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）【国】
- 心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- 移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- 移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

### ウ 基準適合義務（法第8条～24条）

施設設置管理者等はそれぞれが設置し管理する一定の要件を満たす施設に対して、新設時には移動等円滑化基準に適合させる義務があり、既存の施設については移動等円滑化基準に適合させる努力義務が定められています。また、施設等のバリアフリー化を図っていくにはハード面の整備のみならず、ソフト面の整備も重要であるとの認識から案内情報の適切な提供や、職員等に対する教育訓練を充実させるよう努めることとされています。

- 施設、車両等の移動等円滑化
- 案内情報の適切な提供
- 職員等関係者に対する適切な教育訓練

### エ 重点整備地区における移動等円滑化の重点的かつ一体的な推進（法第25条～51条）

市町村は、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができます。また、住民や事業者等は基本方針に沿った基本構想の素案を提案する制度が設けられており、提案を受けた市町村は基本構想を作成もしくは変更する必要があります。これらによって基本構想が作成された場合、施設設置管理者等はそれぞれのバリアフリー化に関する事業計画を作成する必要があります。

- 市町村による基本構想の作成
- 住民や事業者等による基本構想の提案制度
- 特定事業等移動円滑化に係る事業の実施

【バリアフリー新法の基本的枠組み】

**基本方針（主務大臣）**

- ・移動等の円滑化の意義及び目的
- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項
- ・市町村が作成する基本構想の指針 等

**関係者の責務**

- ・関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）【国】
- ・心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- ・移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- ・移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

**基準適合義務等**

以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務  
既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- ・旅客施設及び車両等
- ・一定の道路（努力義務はすべての道路）
- ・一定の路外駐車場
- ・都市公園の一定の公園施設（園路等）
- ・特別特定建築物（百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）

特別特定建築物でない特定建築物（事務所ビル等の多数が利用する建築物）の建築等に際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務  
（地方公共団体が条例により義務化可能）

誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の誘導制度

**重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進**

住民等による基本構想の作成提案

**基本構想（市町村）**

- ・旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点整備地区として指定
- ・重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載 等

**協議会**

市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障害者等により構成される協議会を設置

協議

**事業の実施**

- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って特定事業計画を作成し、事業を実施する義務（特定事業）
- ・基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

**支援措置**

- ・公共交通事業者が作成する計画の認定制度
- ・認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例 等

**移動等円滑化経路協定**

- ・重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度

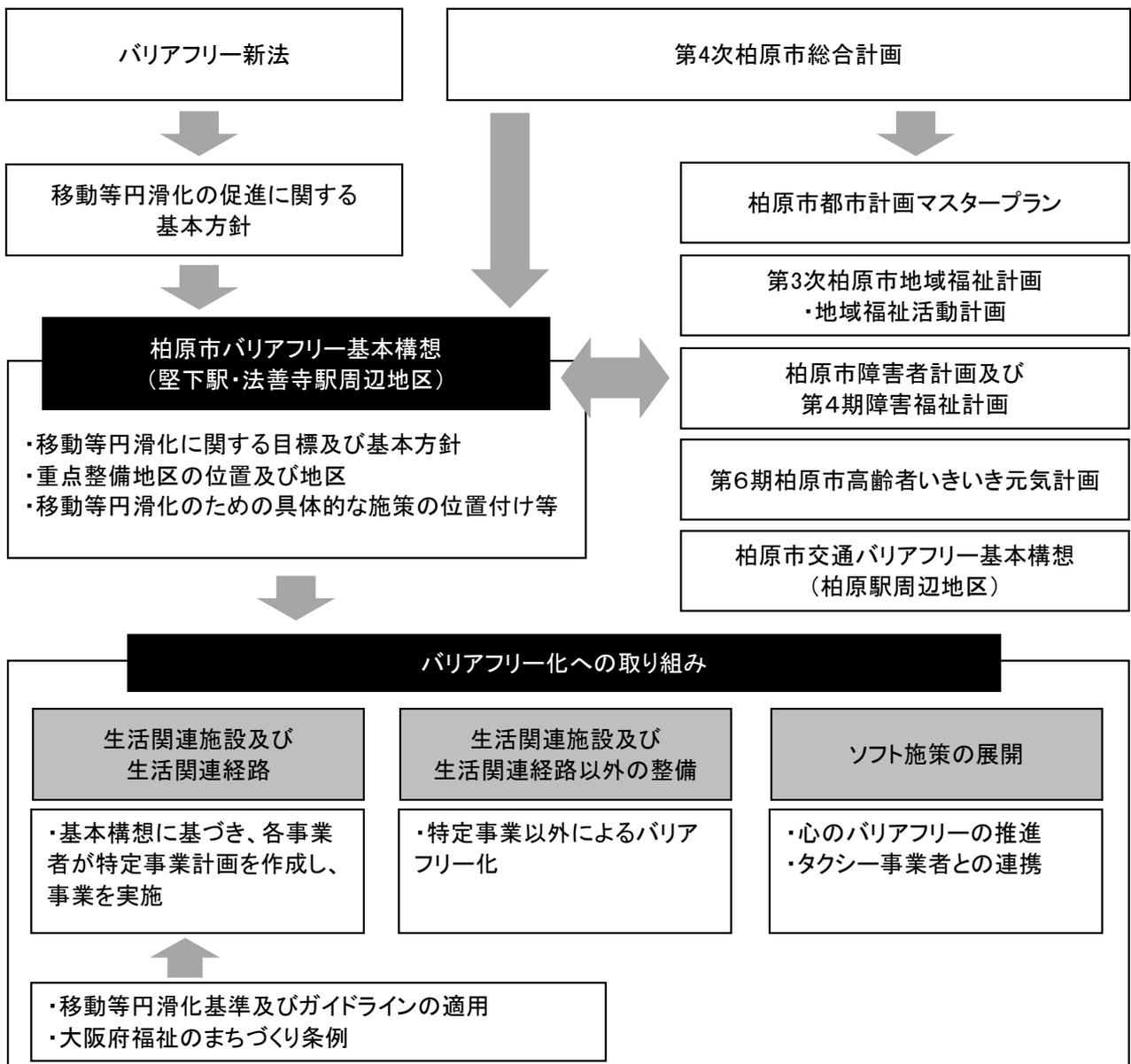


整備目標時期

本基本構想の整備目標時期は、国の基本方針との整合を図り、2020年（平成32年）を基本とします。

基本構想の位置づけ

本基本構想は、バリアフリー新法及び移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づくとともに、「第4次柏原市総合計画」のテーマである「市民が生きいきとしにぎわいにあふれているまち 柏原～自然と歴史を活かした個性あるまちづくり～」をはじめとし、「柏原市都市計画マスタープラン」等のまちづくりに関する計画や「第3次柏原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」等の福祉に関する計画等と整合を図っていきます。



## 基本構想の策定スケジュール

本基本構想は、市が主体となり、学識経験者、福祉団体関係者、公共交通事業者、公安委員会、施設管理者、市民などから構成される「柏原市バリアフリー基本構想協議会」により策定に取り組みます。スケジュールは以下の内容を予定しています。

平成 30 年	3月22日	第1回 協議会	【主な議題】 ・協議会の立上げ ・目的、スケジュールの説明 ・市及び対象地区の現況説明
	5月中旬	第2回 協議会	【主な議題】 ・重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路(案)の提案 ・タウンウォッチング、ヒアリング調査等の調査方法確認
	6月中旬	各種調査	【主な内容】 ・タウンウォッチング ・ヒアリング調査
	8月下旬	第3回 協議会	【主な議題】 ・調査結果の確認 ・整備メニュー(特定事業等)の検討
	9月頃	事業者協議	
平成 31 年	10月下旬	第4回 協議会	【主な議題】 ・基本構想(原案)の確認
	11月頃	パブリックコメント	
	1月下旬	第5回 協議会	【主な議題】 ・パブリックコメント結果の報告 ・基本構想(案)の確認
	3月頃	基本構想の策定	

## 重点整備地区の検討

## ①バリアフリー新法による重点整備地区の選定要件

バリアフリー化の整備にあたっては、バリアフリー化された経路や施設における連続性や一体性の確保が重要な課題となります。そのため、基本構想を作成する際には重点整備地区の要件にあった重点整備地区の位置および区域について定めるものとしており、次のような要件を満たす区域について定めます。

## ■重点整備地区の選定の考え方

バリアフリー新法における位置づけ	
配置要件	<p><b>生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区</b></p> <p>「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること」(法第2条第21号イ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区</li> <li>○地区全体の面積がおおむね400ha(半径約1.12kmの圏域)未満</li> <li>○生活関連施設のうち特定旅客施設や官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね3以上所在すること</li> <li>○これらの施設を利用する相当数の高齢者、障がい者等により、公共施設等の相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれること 等</li> </ul>
課題要件	<p><b>生活関連施設および生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区</b></p> <p>「生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他一般交通の用に供する施設をいう。)について移動円滑化のための事業を実施することが特に必要と認められる地区であること」(法第2条第21号ロ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者、障がい者の徒歩若しくは車いすによる移動又は施設の利用状況</li> <li>○土地利用や諸機能の集積の実体及び将来の方向性</li> <li>○想定される事業の実施範囲等の観点から総合的に判断される地区</li> </ul>
効果要件	<p><b>バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切な地区</b></p> <p>「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切であると認められる地区であること」(法第2条第21号ハ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な増進(交流と社会参加、消費生活の場、勤労機会の提供)</li> <li>○各事業の整合性を確保して実施させることについて、実施可能性や集中的・効果的な事業実施の可能性</li> </ul>

## ②重点整備地区の選定の考え方

堅下駅・法善寺駅周辺地区は、バリアフリー新法における重点整備地区として求められる要件を満たしています。

### <配置要件>

- 堅下駅・法善寺駅周辺地区内には駅や官公庁施設や福祉施設といった不特定かつ多数の人が利用する生活関連施設で特別特定建築物に該当する施設が3つ以上あります。(ほのぼの・かたしも、堅下合同会館、市立保健センターなど)
- 「堅下駅」「法善寺駅」は国がバリアフリー化の目標(移動等円滑化の促進に関する基本方針)として定める1日あたりの利用者が3,000人以上の駅に該当しています。

### <課題要件>

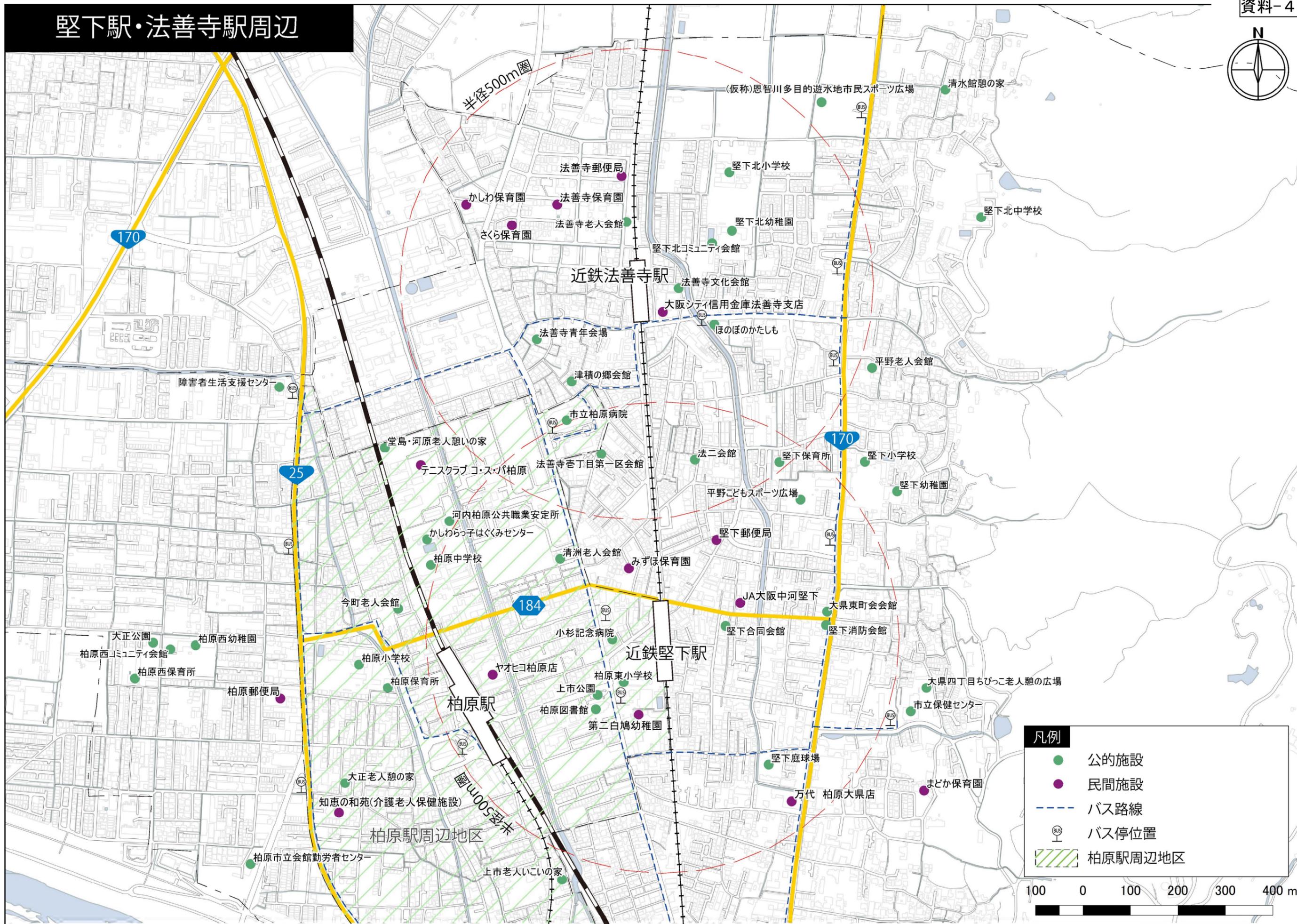
- 堅下地域において、総合計画のアンケート調査の住民意向として「バリアフリー化をはじめ、誰もが歩きやすい歩行者空間を整備する」ことが求められており、堅下駅より東の府道184号線や国道170号の一部等に歩道の幅員が狭い箇所もみられます。

### <効果要件>

- 堅下駅・法善寺駅周辺は商業地として位置づけられており、駅を中心としたバリアフリー化を進めることにより、高齢者、障がい者等をはじめとする、市民の暮らしを支える商業地の活性化に寄与することが期待されます。

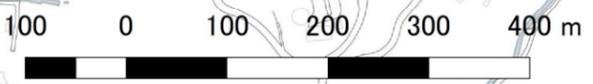


# 堅下駅・法善寺駅周辺



**凡例**

- 公的施設
- 民間施設
- バス路線
- バス停位置
- 柏原駅周辺地区



# 堅下駅・法善寺駅周辺



**凡例**

- 公的施設
- 民間施設
- - - バス路線
- ⊙ バス停位置
- ▨ 柏原駅周辺地区

100 0 100 200 300 400 m

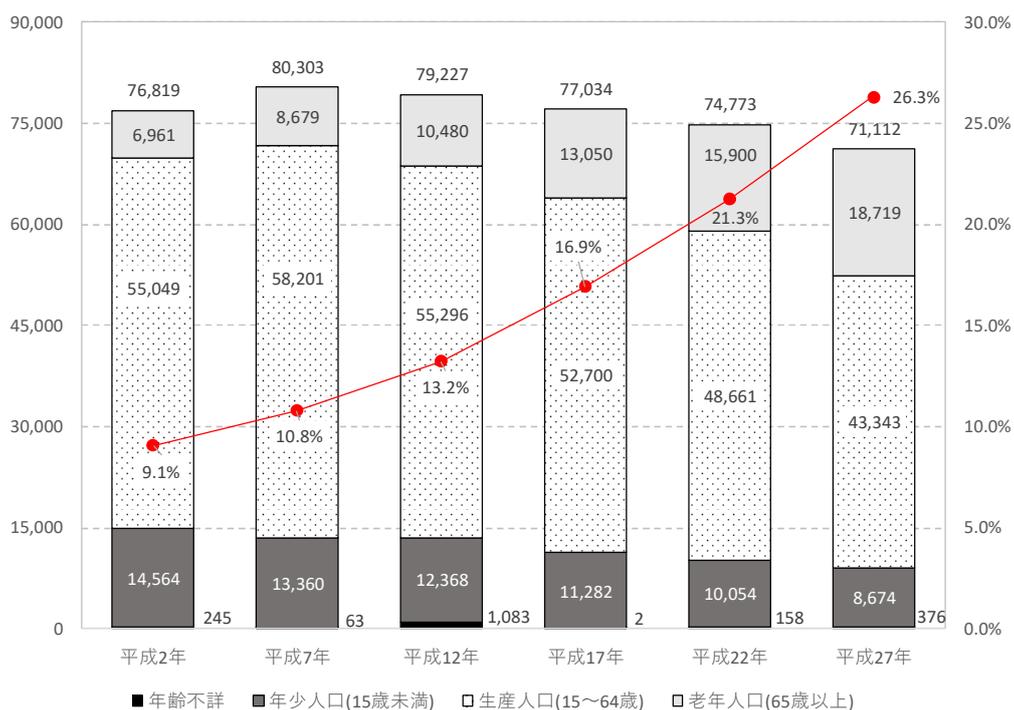
# 堅下駅・法善寺駅周辺地区 バリアフリー基本構想の策定に向けて

平成30年3月

柏原市

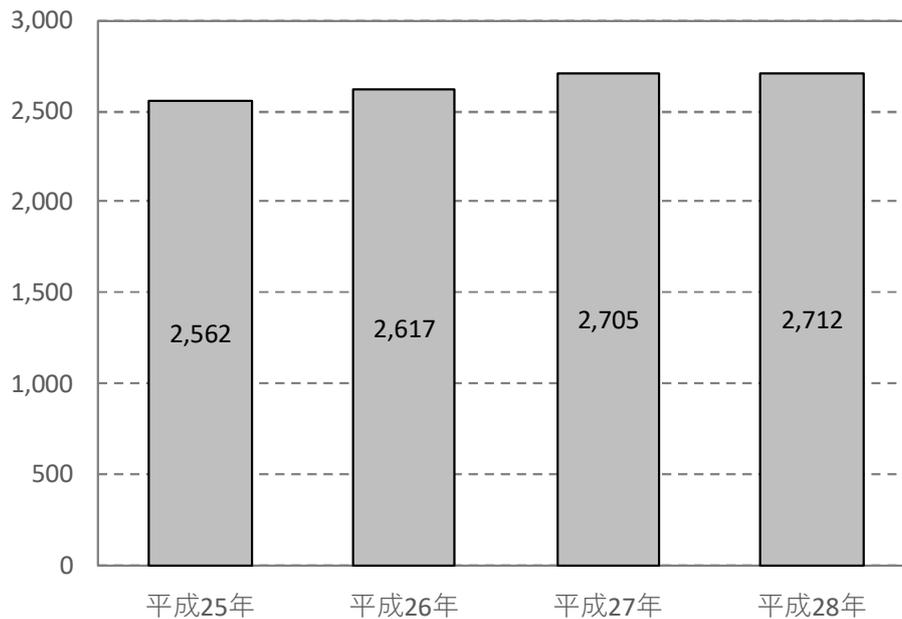
## 基本構想策定の背景

### 柏原市の概要：人口及び高齢化率の推移



## 基本構想策定の背景

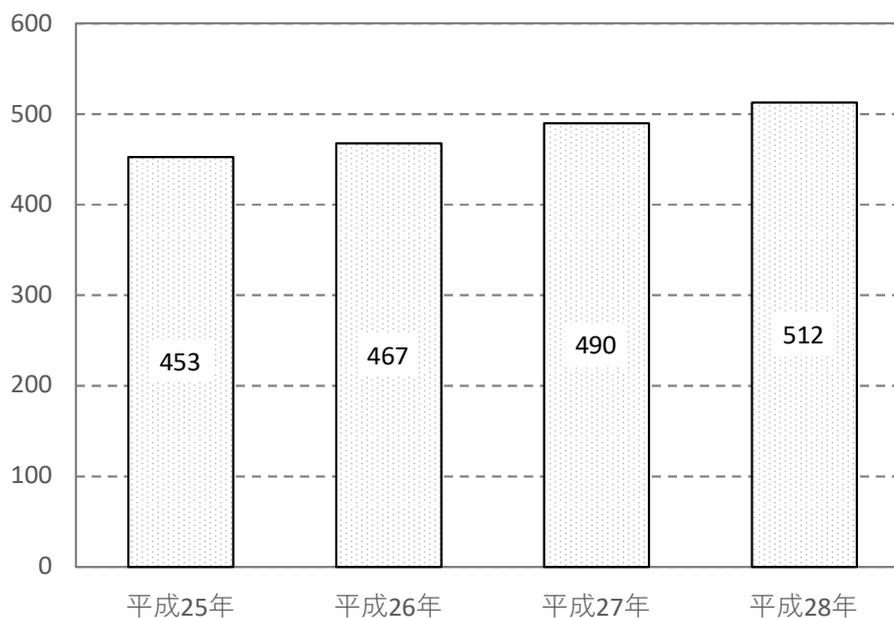
### 柏原市の概要：身体障がい者の状況



身体障害者手帳所持者数の推移

## 基本構想策定の背景

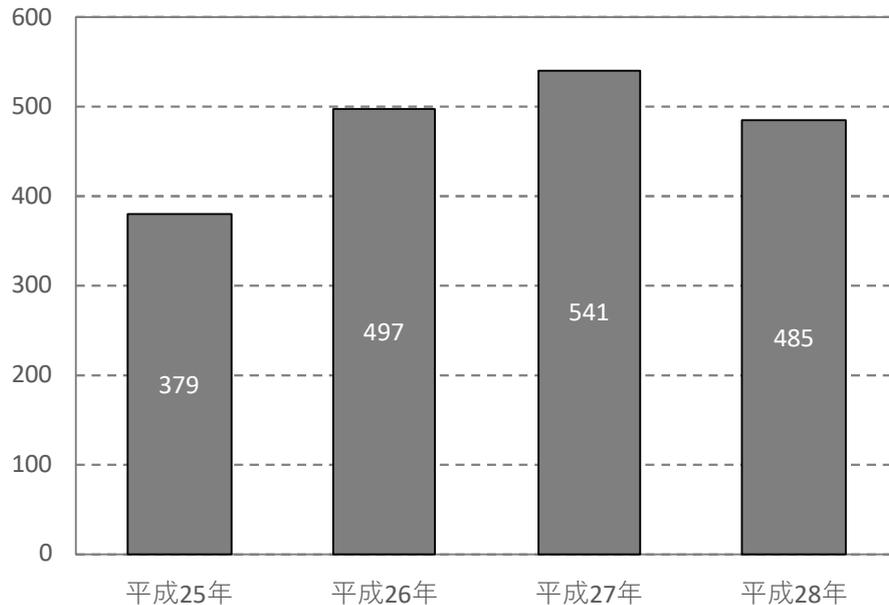
### 柏原市の概要：知的障がい者の状況



療育手帳所持者数の推移

## 基本構想策定の背景

### 柏原市の概要：精神障がい者の状況



精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

## 基本構想策定の背景

### 柏原市の概要：公共交通機関の利用状況

路線	駅名	1日平均利用者数 (平成26年)	備考
JR関西本線	河内堅上駅	877	
	高井田駅	9,293	河内国分駅周辺地区内
	柏原駅	21,890	柏原駅周辺地区内
近鉄大阪線	法善寺駅	4,058	今回策定
	堅下駅	3,578	今回策定
	安堂駅	2,178	
	河内国分駅	16,121	河内国分駅周辺地区内
	大阪教育大前駅	6,449	
近鉄道明寺線	柏原南口駅	480	
	柏原駅	6,577	柏原駅周辺地区内

1日あたりの利用者数 = 年間乗車人員 ÷ 365日 × 2で算出

参考資料：柏原市統計書

## 基本構想策定の背景

柏原市の概要：交通バリアフリー基本構想の取り組み状況



資料-2 p1～

6

## 基本構想策定の背景

柏原市の概要：交通バリアフリー基本構想の取り組み状況

河内国分駅周辺地区



河内国分駅西口  
エレベーター整備



河内国分駅東口  
エレベーター整備

資料-2 p2

7

## 基本構想策定の背景

柏原市の概要：交通バリアフリー基本構想の取り組み状況

河内国分駅周辺地区



国道25号（整備前）

資料-2 p2

8

## 基本構想策定の背景

柏原市の概要：交通バリアフリー基本構想の取り組み状況

河内国分駅周辺地区



国道25号（整備後）

資料-2 p2

9

## 基本構想策定の背景

柏原市の概要：交通バリアフリー基本構想の取り組み状況

柏原駅周辺地区



上市今町線（整備前）

資料-2 p3

10

## 基本構想策定の背景

柏原市の概要：交通バリアフリー基本構想の取り組み状況

柏原駅周辺地区

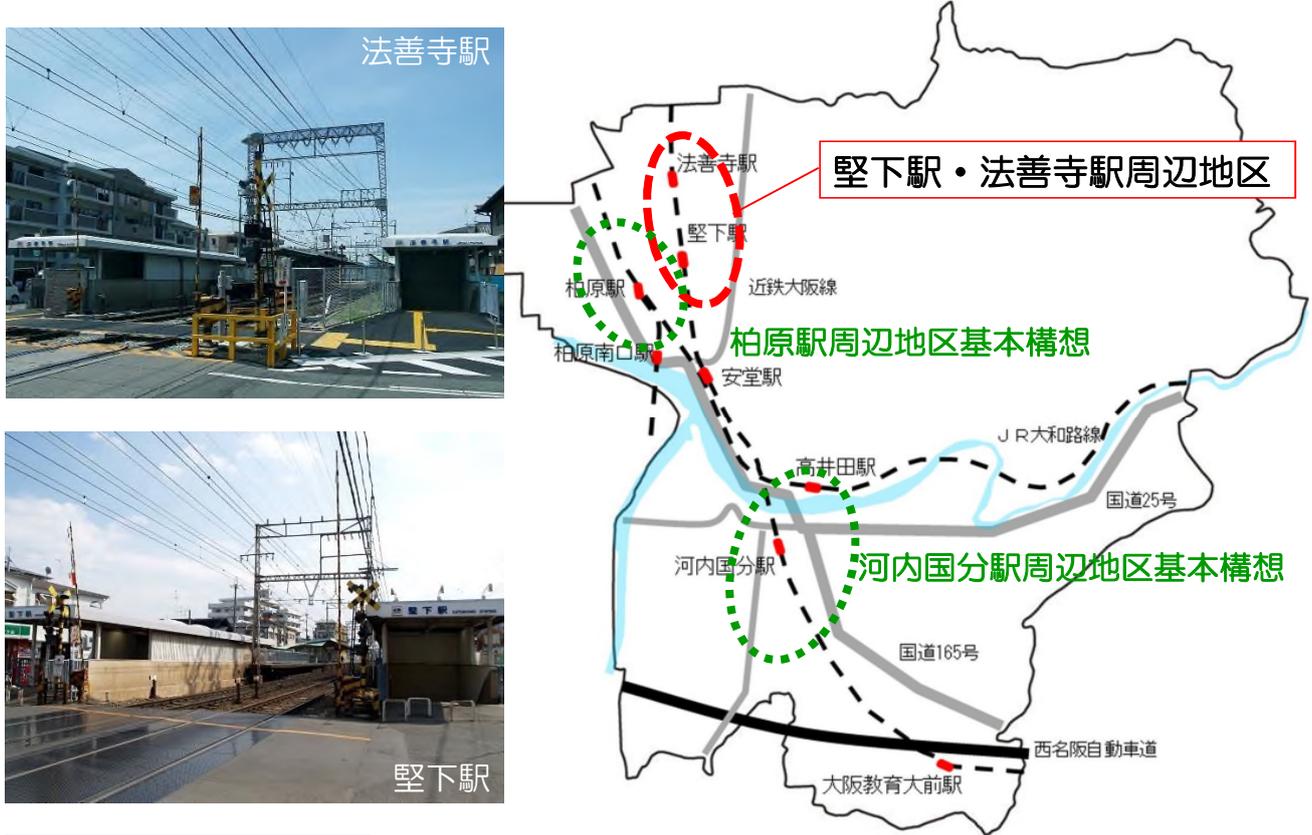


上市今町線（整備後）

資料-2 p3

11

## 基本構想策定の目的



資料-3 p2

12

## 交通バリアフリー法からバリアフリー新法へ

**ハートビル法**  
(平成6年9月施行)

建築物のバリアフリー化  
を促進するための法律

+

**交通バリアフリー法**  
(平成12年11月施行)

駅などの旅客施設と電車バ  
ス車両等のバリアフリー化  
を促進するための法律

**バリアフリー新法** (平成18年12月施行)

建築物、旅客施設と車両等、道路、路外駐車場、都市公  
園のバリアフリー化を促進するための法律

**総合的なバリアフリー化の推進**

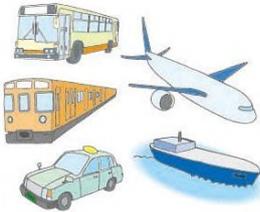
資料-3 p1

13

## 交通バリアフリー法からバリアフリー新法へ

	(前回) 交通バリアフリー基本構想	(今回) バリアフリー基本構想
目標年次	平成22年	平成32年
対象施設	旅客施設、車両、駅前広場、道路、 通路	旅客施設、車両、駅前広場、道路、 通路 ＋ 建築物、福祉タクシー、路外駐車場、 都市公園
対象者	高齢者、身体障がい者	高齢者、身体障がい者 ＋ 知的精神、発達障がい者、精神障 がい者、妊産婦、けが人など

## バリアフリー新法の対象となる施設



旅客施設及び車両等



道路



建築物

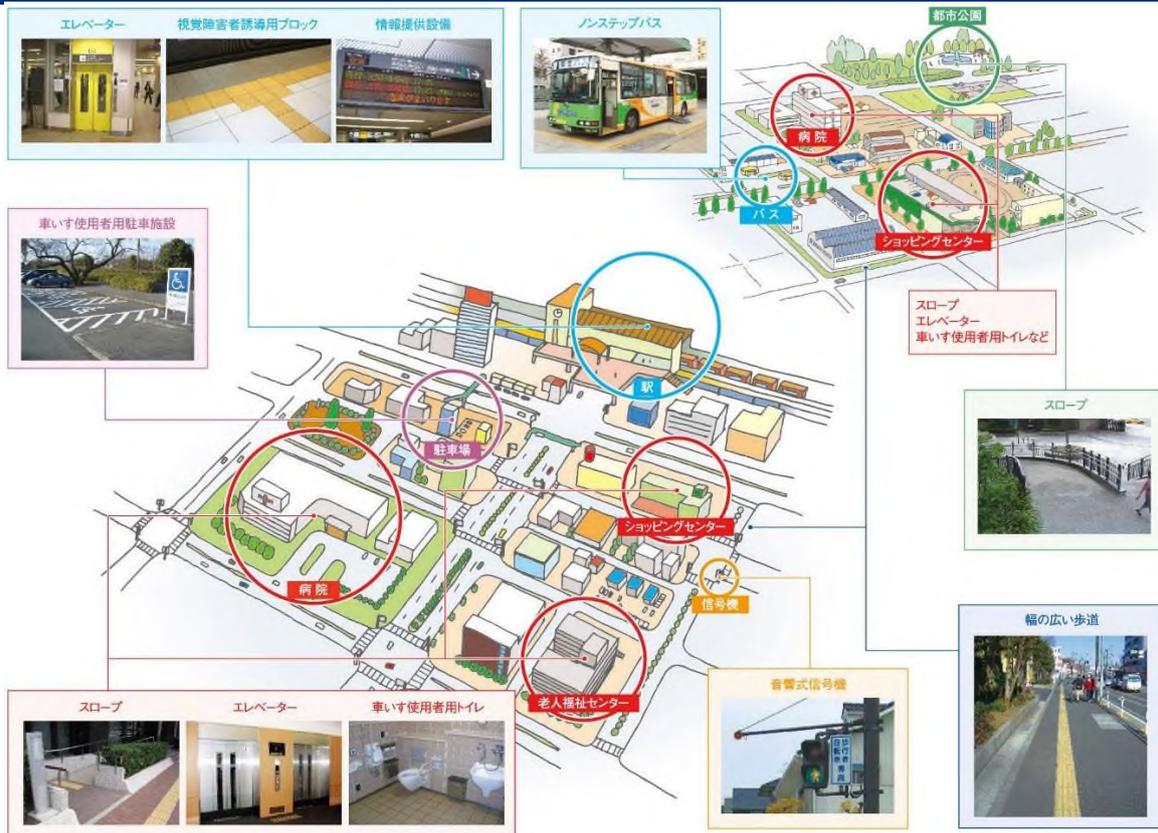


路外駐車場



公園

## 交通バリアフリー法からバリアフリー新法へ



# バリアフリー新法の枠組み

基本方針（主務大臣）  
目標年次：平成32年

## 関係者の責務

- 国・地方公共団体  
……持続的・段階的な発展への取組、心のバリアフリーの促進、情報提供、事業への支援
- 施設設置管理者・移動等円滑化の施設の設置と管理
- 国民の責務 ……心のバリアフリー

## 施設設置管理者等による基準適合義務

- 新設・改良時の基準適合義務（既存施設は努力義務）

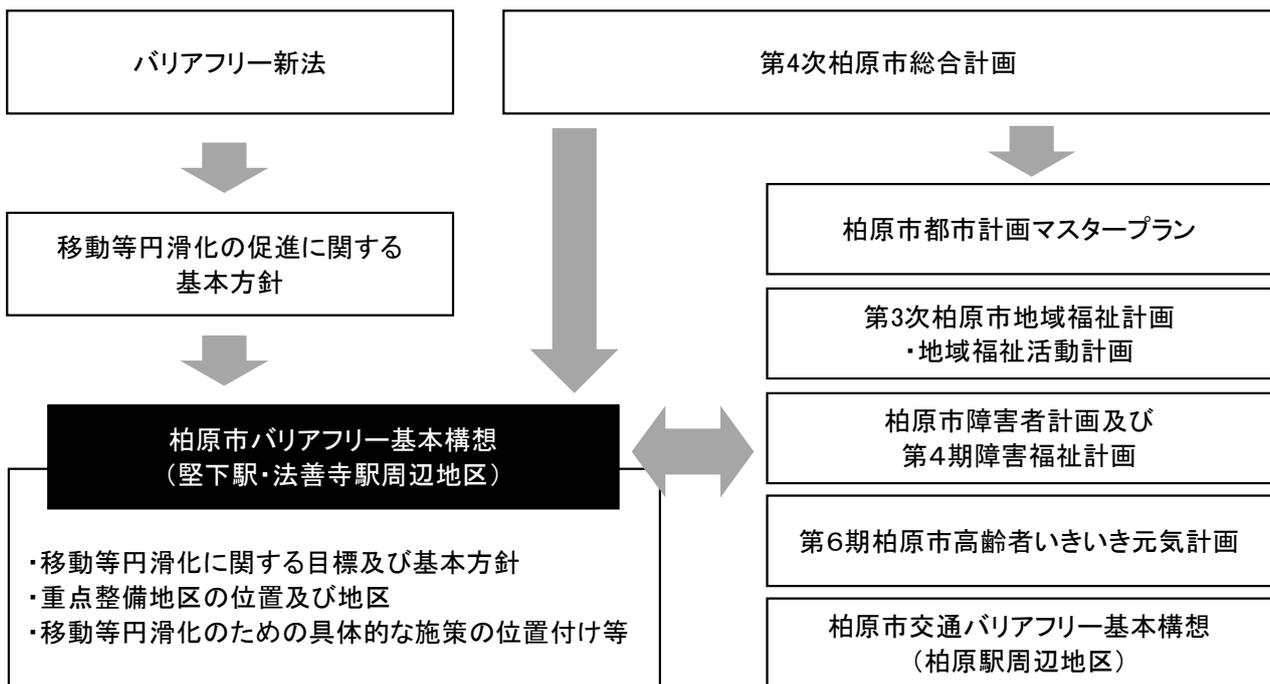
## 重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

- 協議会による基本構想の作成
- 各事業者が基本構想に基づき、特定事業計画を作成し、事業を実施

資料-3 p3

16

# 基本構想の位置づけ

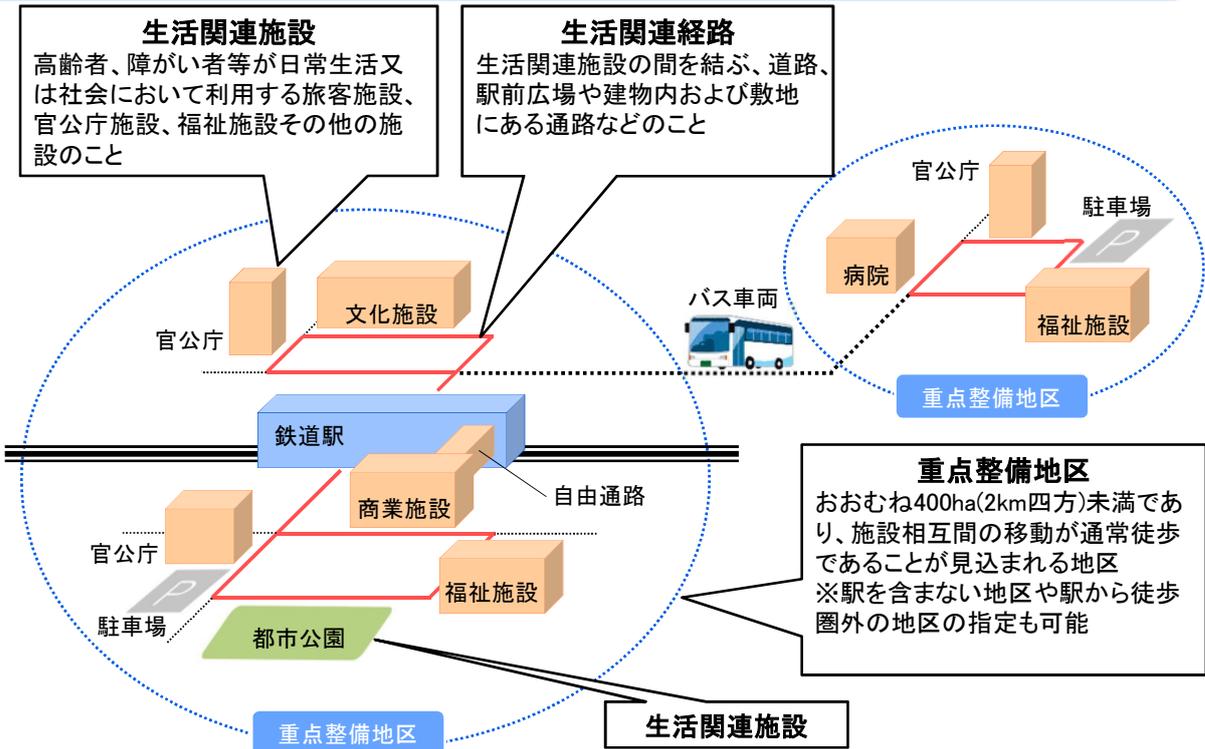


資料-3 p6

17

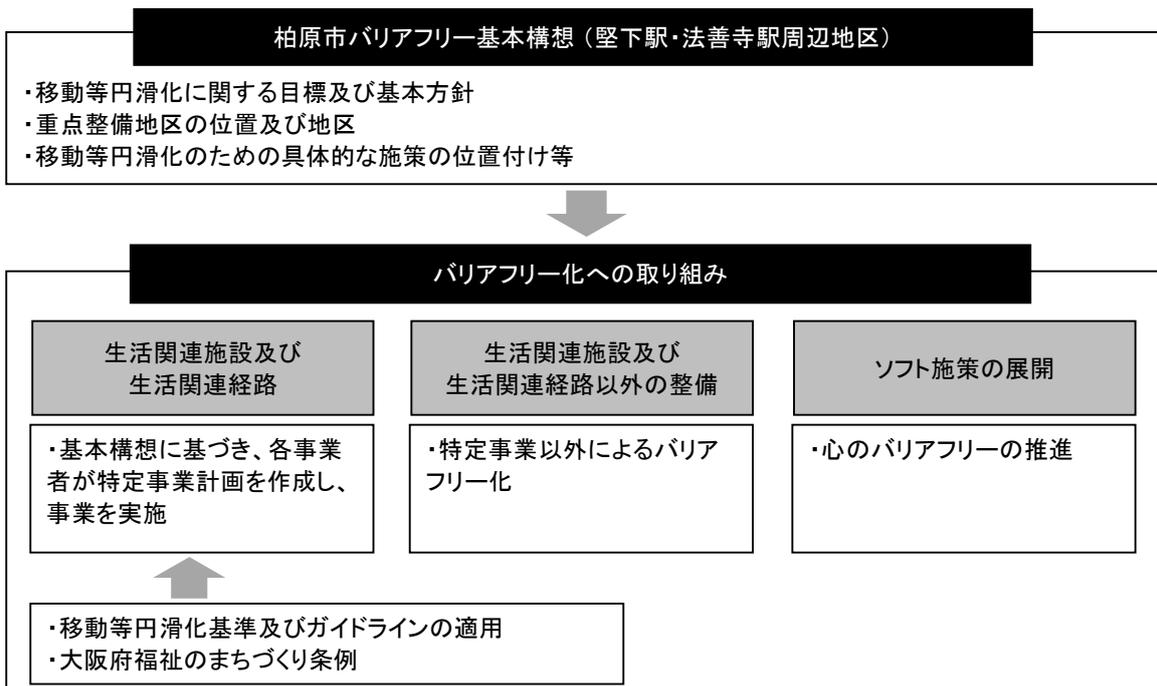
# 基本構想の内容

## 重点整備地区の位置・区域の設定

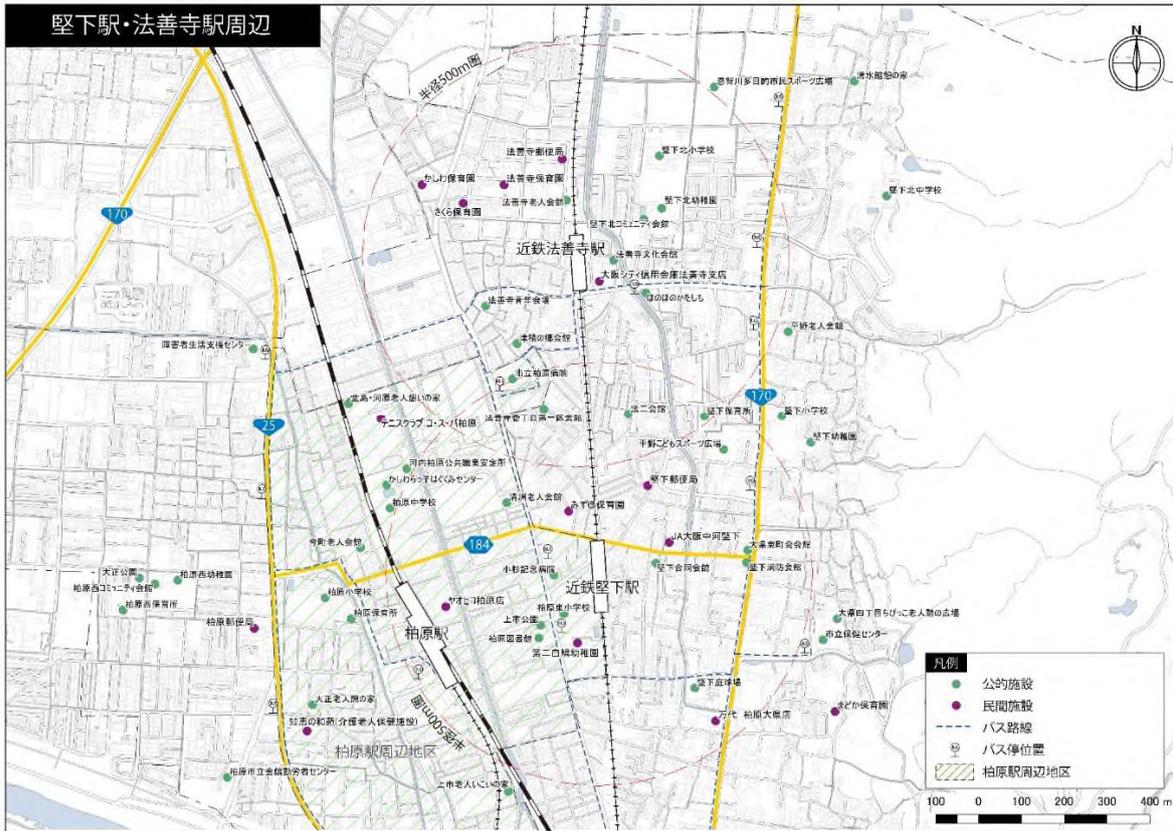


# 基本構想の内容

## バリアフリー化に向けた整備すべき内容



# 重点整備地区の検討



資料-4 p3

# 基本構想の策定スケジュール

平成30年	3月22日	第1回 協議会	【主な議題】 ・委員会の立上げ ・目的、スケジュールの説明 ・市及び対象地区の現況説明
	5月中旬	第2回 協議会	【主な議題】 ・重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路(案)の提案 ・タウンウォッチング、ヒアリング調査等の調査方法確認
	6月中旬	各種調査	【主な内容】 ・タウンウォッチング(堅下駅・法善寺駅周辺) ・ヒアリング調査
	8月下旬	第3回 協議会	【主な議題】 ・調査結果の確認 ・生活関連経路・生活関連施設の修正について ・バリアフリー基本方針の検討 ・整備メニュー(特定事業等)の検討
	9月頃	事業者協議	
平成31年	10月下旬	第4回 協議会	【主な議題】 ・基本構想(素案)の確認
	11月頃	パブリックコメント	
	1月下旬	第5回 協議会	【主な議題】 ・パブリックコメント結果の報告 ・基本構想(案)の確認
	3月頃	基本構想の策定	

資料-3 p7